

各 位

岐阜県農政部農産園芸課長

令和7年度岐阜県園芸福祉サポーター養成講座受講生募集について（依頼）

日頃より、県政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

このたび、下記のとおり標記講座を開催しますので、貴会の会員及び職員等の皆様に周知いただき、講座への積極的な参加を呼び掛けていただくようお願いします。

記

1 講座開催の趣旨

園芸福祉の知識と技術を有し、医療や福祉等の施設において、ボランティアで園芸活動の指導や支援を行う人材を養成し、園芸福祉の推進を図るための講座です。

2 講座概要

- (1) 会 場 東海学院大学 西キャンパス1号館（各務原市那加桐野町2-43）
開催日 令和7年9月22日（月）
募集人数 20名（定員を超えた場合は、抽選）
申込期限 令和7年9月5日（金）
- (2) 会 場 高山市総合福祉センター 3階会議室（高山市昭和町2丁目224番地）
開催日 令和7年10月4日（土）
募集人数 20名（定員を超えた場合は、抽選）
申込期限 令和7年9月19日（金）
- (3) 会 場 西濃総合庁舎 大会議室（大垣市江崎町422-3）
開催日 令和7年11月17日（月）
募集人数 20名（定員を超えた場合は、抽選）
申込期限 令和7年10月31日（金）

※各会場とも9時20分から16時40分まで講座を行います。

3 受講対象者

県内の医療・福祉施設等の従事者等。又は、講座受講後に岐阜県園芸福祉サポーターとして県内で活動していただける方。

4 申込み方法

別添案内チラシ裏面の受講申込票または県庁HPより受講申込票をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAX・E-mail等によりお申し込みください。（岐阜県公式ホームページ内「ぎふの花き情報」で検索）

担当所属	岐阜県農政部 農産園芸課 花き係		
担当係長	渡 辺	担当	松 原
連絡先	岐阜市藪田南2-1-1		
電 話	058-272-1111（内線4114）		
F A X	058-278-2692		
E-mail	c11423@pref.gifu.lg.jp		

Horticultural Well-being

令和7年度
岐阜県

園芸福祉サポーター 養成講座



花・植物が好きな方
あなたの活動でみんなが幸せに！

園芸福祉サポーターとは、子どもや高齢者、障がい者などを含め、さまざまな人々と一緒に園芸を楽しむ活動を支援する人のことです。

本講座を修了すると、岐阜県園芸福祉サポーターに認定します。

現在、503名のサポーターが、花や緑の力で笑顔を広げる活動をしています。



公園での花壇の植え替え



障がい者支援施設での押し花づくり

❁ 各会場 受付時間 9:00 ～、講義時間 9:20 ～ 16:40 ※申込定員を超えた場合は抽選

A
会場

会場 東海学院大学 西キャンパス1号館 (所在地:各務原市那加桐野町 2-43)

日時 令和7年 9月22日(月) 定員 20名 申込期限 9月5日(金)

B
会場

会場 高山市総合福祉センター3階会議室 (所在地:高山市昭和町 2丁目 224番地)

日時 令和7年 10月4日(土) 定員 20名 申込期限 9月19日(金)

C
会場

会場 西濃総合庁舎 大会議室 (所在地:大垣市江崎町 422-3)

日時 令和7年 11月17日(月) 定員 20名 申込期限 10月31日(金)

受講料 無料 ※教材費として、『園芸福祉入門』(日本園芸福祉普及協会編) 1,676円(税込)を、講座日に徴収いたします。

お願い 岐阜県内の園芸福祉活動への支援をご希望される方については、NPO 法人岐阜県園芸福祉協会へお問い合わせください。
岐阜県園芸福祉協会事務局(白川病院内) TEL:0574-72-2222



【申込先】 (有) 督(タカ) クリーエイション TEL 058-277-3267
【問い合わせ先】 岐阜県農政部農産園芸課 TEL 058-272-8428

ぎふの花き情報 検索

❁ 申し込み方法、講座の詳細については、裏面をご参照ください。❁

岐阜県園芸福祉サポーター養成講座 Q&A

「園芸福祉」とは何ですか？

子どもや高齢者、障がい者などを含め、さまざまな人々と一緒に、植物の「種子～発芽～生長～結実～収穫」というプロセスに接し、仲間と楽しみや喜びを共有することにより、みんなで幸せになろうという活動のことをいいます。

「園芸福祉サポーター」とは何ですか？

岐阜県が認定する「園芸活動の指導や支援をボランティアで行い、園芸福祉を推進する者」のことです。

講座では、どんなことが学べますか？

本講座は、岐阜県園芸福祉サポーターを養成するための講座です。講座では、園芸福祉の基礎を座学や、ワークショップ形式で学びます。また、実際に地域で活動されているサポーターの活動事例を学びます。

講座を受講すると、どうなるのですか？

講座を修了し、登録票を提出していただくと、県が「岐阜県園芸福祉サポーター」に認定します。サポーターの皆様にはご自身の状況に合わせて、活動していただきます。

どんな活動が期待されているのですか？

県内の医療・福祉施設や地域住民を対象に園芸、ボランティア福祉活動を行うほか、学校における花育の講師としての活動が期待されます。

なお、サポーターのスキル向上や園芸福祉活動の情報を共有し合うための研修会等が毎年開催されています。

どんな人が受講できるのですか？

園芸福祉に興味のある県内在住の方、県内医療・福祉施設、学校、公園等の従事者で、園芸福祉サポーターとして県内で活動していただける方が対象となります。

岐阜県園芸福祉サポーター養成講座 受講申込票

申込方法

本申込票によりお申し込みください。受講決定後、下記連絡先へ案内通知を送付します。

- A会場 /令和 7 年 9 月 5 日(金)まで
- B会場 /令和 7 年 9 月 19 日(金)まで
- C会場 /令和 7 年 10 月 31 日(金)まで

氏 名	フリガナ		
連絡先	住 所 〒		
TEL		E-mail	
FAX		所属	(医療・福祉施設、学校職員の方が申し込まれる場合)
受講会場	希望の会場いずれかに○を付けてください(日程は表面でご確認ください)		
	A 会場 (各務原市)	B 会場 (高山市)	C 会場 (大垣市)

申込先

(有)督(タカ)クリーエーション【FAX:058-277-3238】または【E-mail:taka_cre@cap.ocn.ne.jp】